

臨床検査を終了した既存試料（残余検体）を再利用した臨床検査法の研究

2024年4月から2026年3月までに臨床検査を受けた患者さん

研究協力をお願い

当科では「臨床検査を終了した既存試料（残余検体）を再利用した臨床検査法の研究」という研究を行います。この研究は、2024年4月1日より2026年4月1日までに東京労災病院にて、臨床検査を終了した患者さんの既存試料（残余検体）を調査する研究で、研究目的や研究方法は以下の通りです。直接のご同意はいただかずに、この掲示によるお知らせをもってご同意を頂いたものとして実施されます。皆様方におかれましては研究の主旨をご理解いただき、本研究へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。この研究へのご参加を希望されない場合、途中からご参加取りやめを希望される場合、また、研究資料の閲覧・開示、個人情報の取り扱い、その他研究に関するご質問は下記の問い合わせ先へご連絡下さい。

（1）研究の概要について

研究課題名：臨床検査を終了した既存検体（残余検体）を再利用した臨床検査法の研究に関する研究
研究期間：2024年4月1日～2026年3月31日
研究責任者：東京労災病院 中央検査部 山形 篤志

（2）研究の意義、目的について

臨床検査で使用する試薬・機器については十分に性能を検討して使用する必要があります。加えて分析機器や目視判定の精度の維持、さらに病理標本作成、骨髄標本作成などの検査技術の教育も必要です。これらには実検体を使用した研鑽が必要あり、また症例によっては検査項目間のデータ比較なども臨床検査を研究するうえで重要です。このような研究を行うために、臨床検査を終了した既存試料（残余検体）を利用することが必要です。質の高い臨床検査を維持し、日常診療の質向上を目的とします。

（3）研究の方法について（研究に用いる試料・情報の種類）

2024年4月1日より2026年3月31日までに東京労災病院にて、臨床検査を終了した患者さんの残余検体を再利用して、臨床検査法の改善と管理法の検討を行います。
この研究は、患者さんの以下の試料・情報を用いて行われます。
試料：臨床検査から得られた検体（血液、尿、組織、など）
情報：年齢、性別、等

（4）個人情報保護について

研究にあたっては、個人を直接特定できる情報は使用されません。また、研究発表時にも個人情報は使用されません。その他、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省）」および「同・倫理指針ガイダンス」に則り、個人情報の保護に努めます。

（5）研究成果の公表について

この研究成果は学会発表、学術雑誌などで公表します。

（6）問い合わせ等の連絡先

東京労災病院 中央検査部 部長 山形 篤志
〒143-0013 東京都大田区大森南 4-13-21
電話番号：03-3742-7301（代表） 内線：8199
メールアドレス：a.yamagata@tokyoh.johas.go.jp